

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年3月31日）及び資格取得日（42年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から42年3月1日まで

昭和39年8月から43年1月末までA社にて勤務し、部品の検査・仕上げ業務に従事したが、社会保険庁の記録では41年3月から42年2月までの期間の記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A社において昭和39年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年3月31日に資格を喪失後、42年3月1日に同社において再度資格を取得しており、41年3月から42年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の元同僚及び申立人の家族は、「申立期間当時、申立人は同社における業務内容及び勤務形態に変化はなく継続して勤務していた。」と証言している上、現事業主は、「当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたのは正社員のみで、申立人は正社員であった。」と証言している。

また、社会保険庁の記録によると、前述の証言を得られた元同僚の厚生年金保険被保険者期間に欠落はなく、同社における他の従業員についてみても、申立人のほかには一時的に被保険者期間を欠落している従業員がいないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から42年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 25 年 5 月 1 日から 26 年 2 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を 25 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 2 月 1 日まで

昭和 25 年 2 月にB業技術普及員登録試験に合格し、同年 4 月 1 日から 28 年 2 月 1 日までA社にB業指導員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。社会保険庁の記録では 26 年 2 月 1 日が厚生年金保険の資格取得日になっているが、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人が昭和 30 年に作成したとする履歴書（顕彰用）により、申立人が 25 年 4 月からA社の学術研究部にB業指導員として勤務したことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所の学術研究部に、申立人と同じくB業指導員の資格を持って、申立人より 1 年前の昭和 24 年 4 月に入社した同僚及び 2 年後の 27 年 4 月に入社した同僚は、いずれも入社翌月の 5 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、25 年 4 月に同期入社した他部門の同僚も翌月の 5 月に被保険者資格を取得したことが確認できることから、当時、当該事業所では、4 月入社の者を翌月の 5 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえ、申立人だけを取得させなかったことは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 25 年 5 月

から 26 年 1 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 26 年 2 月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していたか不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

A社本社から同社B工場への転勤に際して、厚生年金保険の被保険者期間が1か月間空白になっている。継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録（個人別管理台帳）及び同社が「申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとは考えにくい。」と認めていることから、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年1月8日から同社本社勤務、40年5月1日に同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、厚生年金保険の資格喪失日を昭和40年5月1日とすべきところを同年4月30日と誤ったことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B部C課（昭和49年2月1日全喪）における資格喪失日に係る記録を33年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月7日から33年8月6日まで

昭和30年12月1日から33年8月6日までA県B部C課に所属し、D基地で運転手として勤務していたことは、退職証明書、労務台帳でも確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が32年2月7日とされていることは納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A県B部C課において昭和30年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年2月7日に資格を喪失しており、32年2月から33年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、平成14年4月4日にA県B部C課から事業を移管されたE局から提出された退職証明書及び労務台帳により、申立人が申立期間において当該事業所に、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同じくD基地で運転手として勤務していた元同僚は、「自身の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。」と証言しているほか、職種は異なるものの申立期間と同時期にD基地に勤務していた元同僚についても、労務台帳による勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していることが確認できる上、社会保険事務所の記録に

において、資格喪失日とされている昭和 32 年 2 月 7 日当時、申立人の職務内容、勤務形態等が変更されたことをうかがわせる事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 32 年 1 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 県 B 部 C 課は既に存在せず、A 県人事部及び E 局においても保険料納付に関する資料は既に廃棄済みであるが、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 32 年 2 月 7 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月から 33 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月15日から同年4月15日まで
昭和43年4月にA社本社から同社B工場へ期間を空けずに異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の厚生年金保険の記録では1か月間の空白期間がある状態となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

失業保険被保険者転入届受理通知書及び複数の元同僚の「申立人は期間を空けず本社からB工場に異動して勤務し、申立期間の保険料についても給与から控除されていたはずである。」との証言により、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和43年4月15日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社の後継会社であるC社）は、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から同年 10 月まで
昭和 51 年 2 月に銀行を退職後、すぐに市役所で国民年金の加入手続きを行い、それまで勤めていた銀行の口座からの引き落としの手続を行ったにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 56 年 6 月ごろに国民年金の加入手続きを行ったことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、申立人は同年 1 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「昭和 51 年 3 月に国民年金の加入手続きを行い、それまで勤めていた銀行の口座からの引き落としの手続を行った。」と主張しているが、申立人が居住する市において、国民年金保険料の口座振替が開始されたのは 58 年以降であることが確認でき、申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 38 年 9 月まで
私は、父が始めた工場で 20 歳前から働いており、事務的なことは私が行っていた。同工場が昭和 38 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、両親の分の国民年金保険料とともに、私の分の保険料も、私が銀行で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 46 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日が 46 年 4 月 19 日となっていることとも符合する上、同手帳及び A 町の国民年金被保険者カードにより、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 45 年 9 月 25 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が無い上、納付したと主張する国民年金保険料月額は、申立期間当時の金額と異なり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 46 年 4 月当時の保険料月額とおおむね一致することから、申立人は、同年同月以降の保険料納付を申立期間の納付と混同していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から51年10月まで

昭和40年11月に会社を退職後、国民年金は任意だから加入しなくてもよいという話も聞いていたが、将来のことを考えて加入し、隣組の集金で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金制度発足当初に払い出されていることが確認でき、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格をいったん取得しているが、国民年金保険料の徴収が開始された36年4月の時点で厚生年金保険に加入していたことから、同年4月1日に同資格を喪失しているとともに、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、51年11月10日に同資格を任意で再取得していることが確認でき、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧であり、加入手続の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年12月まで
大学卒業後、1年以内ぐらいの間に、町役場から国民年金の加入勧奨があったので、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、父が、加入手続の時点で未納であった分と、加入手続後の分をすべて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和54年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、申立人は47年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「父が、加入手続前の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和54年12月の時点において、申立期間のうち、47年4月から52年9月までの保険料は時効により過年度納付することができず、特例納付した事情もうかがえない上、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は54年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、同期間の納付を申立期間の一部の納付と混同していることが考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳は、昭和49年11月以降に発行されているオレンジ色調のものである上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から49年3月まで
20歳になった時に父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、昭和49年ごろから自分で納付するようになったが、申立期間は父が納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和49年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、A市の国民年金被保険者台帳により、申立人が20歳になった44年11月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が20歳になった時の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和49年8月の時点において、申立期間のうち、44年11月から47年6月までの国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 27 日から 34 年 9 月 27 日まで
② 昭和 34 年 12 月 8 日から 35 年 10 月 12 日まで
③ 平成 12 年 10 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所から送られてきた年金に関する書類を見て、A社で勤務した申立期間①及び②について、脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。脱退手当金を請求していないし、受け取った記憶もないので調べてほしい。

また、B社を退職した平成 12 年 10 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている脱退手当金の支給要件を満たす女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 10 月 12 日の前後 2 年程度の期間内に資格喪失した申立人を含む 24 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、17 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 16 名が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時は通算年金制度創設前であったこと及び支給記録のある者から「事業所から説明を受け、支給の手続をしてもらった。」との供述が得られていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給記録が確認できた申立人を含む 17 名の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 12 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間③については、元同僚 2 名が所持していた給与明細書により、同僚が退職月についても厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人についても、退職月である平成 12 年 10 月の厚生年金保険料が控除されていた可能性は否定できない。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していた B 社における平成 9 年以降に退職した申立人を含む 12 名の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、いずれも月末又は月末の数日前となっていることから、当該事業所は、退職月を厚生年金保険の被保険者期間としないように取り扱っていたことがうかがえる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は平成 12 年 10 月 27 日に当該事業所を離職していることが確認でき、社会保険庁の記録では、申立人は同年 10 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、中小企業退職金共済事業本部が保管している申立人に係る退職金請求書の退職年月日は、同年 10 月 30 日となっており、月末よりも前の日付であることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成 12 年 10 月 28 日に国民年金に加入し、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、平成 15 年 8 月に解散しており、元事業主は、人事記録等の関係資料はすべて廃棄し、申立期間当時のことは余り覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 27 日から 45 年 8 月 1 日まで

A社が、社会保険の適用事業所となった昭和 39 年 9 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41 年 10 月 14 日からは取締役も兼務して、52 年 3 月 1 日に独立するまで継続して勤務していた。

この間、途中で退職したことはなく、健康保険証も返した覚えもないのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び申立人の妻の証言により、申立期間において、申立人がA社に継続して勤務していたことは認められるものの、当該事業所は既に解散し、当時の事業主は他界しているところ、経理担当者から供述を得られたが、同人からは申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、社会保険庁の記録によれば、当該事業所において、昭和 40 年 12 月時点の厚生年金保険被保険者 24 人のうち、申立人を含めた 9 人が翌年の 41 年 1 月及び同年 2 月に被保険者資格を喪失していることが確認でき、そのうちの 1 人は、「社長は、会社が社会保険料を払うのが大変だというので、被保険者資格を喪失させ、健康保険証を返した。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 1 枚目には、被保険者資格の取得日欄が「39. 9. 1」、喪失日欄は「41. 1. 27」「滅失届等により処理」と記載され、同原票の 2 枚目の取得日欄は「45. 8. 1」、喪失日欄が「52. 3. 1」と記載されており、当該記載の内容は、社会保険庁の記録と一致していることが確認でき

る。

加えて、当該事業所の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 6 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 15 日まで

申立期間①前に勤務していたA社の厚生年金保険被保険者期間については、同社退職後に自分で脱退手当金を請求し受給した覚えがある。

脱退手当金請求の際に、脱退手当金の請求方法を教えてもらった人から「脱退手当金の請求は、将来のためにこれ一度にきなさい。」と言われたことをはっきりと覚えており、A社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給したほかは、脱退手当金の請求も受給もするはずがない。

B社とC社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給されていることになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金受給要件を満たしている女性 17 名の支給記録を調査したところ、10 名に支給記録があり、そのうち9名は、資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給記録のある元同僚の中には、当該事業所による脱退手当金の代理請求をうかがわせる証言をしている者もいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①以前に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は、申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間②の後である昭和 41 年 11 月 25 日に、申立期間①②及びA社に勤務した期間を基礎として脱退手当金を支給する決定が行われており、申立期間以

前に脱退手当金が支給された記録は無いほか、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、申立期間②の後である 41 年 9 月に、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同 48 年 1 月 15 日まで
高校卒業後、A社に勤務し、B道路のC区間、Dの橋梁工事現場で、事務作業及び工事作業に従事していた。この度、年金記録の確認をしたところ、同事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に採用され、B道路のD橋梁工事現場に、現場作業員として、申立期間の一部において勤務したことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間直後に勤務したE社の社員名簿に記載された入社前職歴によると、申立人のA社への入社は昭和 47 年 8 月、退社は同年 12 月とされているところ、A社の当時の事務担当者は、「申立期間当時、正規の社員は全国土木建築国民健康保険の第一種に加入し、厚生年金保険にも加入していたが、現場で採用する作業員は、6か月単位の短期雇用契約であり、全国土木建築国民健康保険の第二種のみ加入し、厚生年金保険には加入しなかった。雇用保険には全員が加入していた。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及び前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人の申立期間当時の就労状況をよく知っているとする別元上司は既に他界しているため、申立人のA社での勤務形態は不明である上、同事業所では申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳等）は既に廃棄

しており、このほか申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 6 月 27 日まで

A社に昭和 47 年 3 月まで正社員として勤務し、同年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、当該月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、昭和 48 年 4 月から B社に勤務したが、同年 4 月及び 5 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、当該月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

それぞれの申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する A社の給与明細書により、申立人が、退社した昭和 47 年 3 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、入社月の給与明細書においても厚生年金保険料の控除が確認できることから、同社では、厚生年金保険料を当月控除の取扱いとし、申立人は、同年 3 月分の厚生年金保険料を同年 3 月分の給与から控除されていたと考えられる。

しかし、申立人の雇用保険の離職日が昭和 47 年 3 月 20 日とされていること、A社では退社の際は、給与の締め日の翌日に被保険者資格を喪失させる取扱いをしていたことをうかがわせる当時の同僚の証言があること、及び同社の給与の締め日が毎月 20 日であったことなどを考え合わせると、申立人については、離職日の翌日である 47 年 3 月 21 日で厚生年金保険の

被保険者資格を喪失する手続が取られた可能性が高い。

また、申立人は「専門学校に通うため、昭和 47 年 3 月末まで正社員として勤務し、4 月からは同社でアルバイトとして働いた。」と主張しているところ、当時の同僚からは、申立人の主張を裏付ける証言は得られない上、申立人は離職日より後の勤務実態を裏付ける関連資料を所持していないことから、申立人の申立期間①に係る同社における勤務実態は確認できない。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされていることから、申立人の資格喪失日とされている昭和 47 年 3 月 21 日が属する 47 年 3 月は、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 47 年 3 月分の厚生年金保険料を事業主により同年 3 月分の給与から控除されていることが認められるものの、申立人は、申立期間①について、A 社に正社員として使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人の所持する B 社の給与明細書から、申立人が申立期間②において、同社 C 営業所に勤務し、昭和 48 年 4 月及び 5 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかし、B 社の C 営業所長は「当社では、C 営業所の開設当初から社会保険に加入させる意思はあった。だから保険料を控除していたのだと思う。ただ開設時にいろいろ忙しくて手続が遅れ、任意適用事業所ということで適用時期をさかのぼることができなかつたのだと思う。未適用の時期に預かつた保険料は、会社が持っているわけにはいかないのだから社員に返したはずだ。」と証言しているところ、申立人の所持する昭和 48 年の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、社会保険庁の記録において、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とされている 48 年 6 月から同年 12 月までの保険料の総額とおおむね一致することから、同年 4 月及び 5 月分の給与からいったん控除された厚生年金保険料については、事業主から申立人に返還されているものと推認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、B 社 C 営業所は、昭和 48 年 6 月 27 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではなかつた上、同事業所の事業内容は測量業であることから、申立期間②当時の強制適用事業所としての業種要件を満たしていなかつたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

定時制高校を卒業後、昭和 43 年 4 月から A 社に就職し 2 年間勤務した。しかし、社会保険庁の記録では A 社の記録は無く、社会保険事務所で調べたら該当事業所が見当たらないとの回答であったが、定時制高校在学中に勤務した会社では厚生年金保険料を控除しており、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなければ入社しなかった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする A 社は、昭和 32 年 2 月に設立され現存しており、申立人が申立期間当時の当該事業所の名称、所在地、事業主名、取引先事業所名等を具体的に記憶していることから、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、現在の事業主は、「当社は 10 年前に営業を中止し、現在では名前だけの会社である。当時の社長は既に他界しており、申立人の在社については確認できない。」と説明しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 3 月 26 日から 47 年 5 月 19 日までの期間について、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A 社では、申立期間に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存されていない上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。